

令和6年度 第4回精華町入札調査監視委員会 議事録

日時	令和7年2月18日（火） 9時40分～11時00分
場所	精華町役場 5階 501・502会議室
出席委員	委員長 岩橋 威夫（副町長） 副委員長 山口 治（事業部長） 委員 浦本 佳行（総務部長）、大原 真仁（総務部次長）、田中 真人（住民部長）、久保 正尚（住民部次長）、岩前 良幸（健康福祉環境部長）、山本 勝己（事業部次長）、松井 克浩（教育部長）、荒深 廣一（消防長）、木村 健司（上下水道部長）
議事概要	1. 開会 2. 抽出案件の検証について 3. その他 次回抽出委員の選出（久保委員を選出） 4. 閉会
検証対象案件	令和6年10月1日～令和6年12月30日に契約締結された予定価格130万円未満の建設工事及び除草、剪定その他の工事に準ずる修繕案件に関する業務
抽出案件一覧	【①令和6年度 上水道緊急修繕(その3)（上下水道課）】 【②令和6年度 第50回衆議院議員総選挙に伴うポスター掲示場設置等工事（総務課）】 【③令和6年度 精華町防犯カメラ設置工事（危機管理室）】 【④令和6年度 光台五丁目集会所空調設備改修工事（自治振興課）】
検証件数	建設工事等の案件から4件（随意契約4件） ※対象件数12件
委員会意見	委員会において、具申すべき特段の意見等はない。

議事	●検証案件 ①令和6年度 上水道緊急修繕(その3)(上下水道課) <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="384 506 874 555">意見・質問</th><th data-bbox="874 506 1406 555">回答等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="384 555 874 1563"> ・今までの経過をもう一度担当課から説明してほしい。 </td><td data-bbox="874 555 1406 1563"> 令和4年度までは、緊急の漏水工事が発生しても委託行為の範疇の中で契約行為を行わず、業者の支払伝票をもって履行確認をして支払行為をしてきました。その行為自体が適正なのかというご意見があり、令和5年度から緊急の待機業者に依頼を行い、契約を行う形で業務体系を変更しました。令和5年度は初めてのことであったので1ヶ月単位で精算を行っていましたが、契約の数が多く事務が煩雑になってきたので、令和6年度から随意契約の金額の範囲内で、工期を持たせて発注をしましたが変更で多額の金額を上乗せしてしまうのは随意契約の範囲に合わないので3ヶ月から4ヶ月単位で随意契約の範囲内で契約をしているという経過です。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="384 1563 874 1787"> ・待機契約は一般競争入札なのか。 </td><td data-bbox="874 1563 1406 1787"> 6月からの待機業者を一般競争入札で落札者を決め、4月5月は前年度契約で落札した業者と契約をしています。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="384 1787 874 1989"> ・変更契約で130万円を超えるような事故対応が発生した場合も随意契約でいくのか。 </td><td data-bbox="874 1787 1406 1989"> 基本的には緊急修繕なので随意契約で考えています。 </td></tr> </tbody> </table>	意見・質問	回答等	・今までの経過をもう一度担当課から説明してほしい。	令和4年度までは、緊急の漏水工事が発生しても委託行為の範疇の中で契約行為を行わず、業者の支払伝票をもって履行確認をして支払行為をしてきました。その行為自体が適正なのかというご意見があり、令和5年度から緊急の待機業者に依頼を行い、契約を行う形で業務体系を変更しました。令和5年度は初めてのことであったので1ヶ月単位で精算を行っていましたが、契約の数が多く事務が煩雑になってきたので、令和6年度から随意契約の金額の範囲内で、工期を持たせて発注をしましたが変更で多額の金額を上乗せしてしまうのは随意契約の範囲に合わないので3ヶ月から4ヶ月単位で随意契約の範囲内で契約をしているという経過です。	・待機契約は一般競争入札なのか。	6月からの待機業者を一般競争入札で落札者を決め、4月5月は前年度契約で落札した業者と契約をしています。	・変更契約で130万円を超えるような事故対応が発生した場合も随意契約でいくのか。	基本的には緊急修繕なので随意契約で考えています。
意見・質問	回答等								
・今までの経過をもう一度担当課から説明してほしい。	令和4年度までは、緊急の漏水工事が発生しても委託行為の範疇の中で契約行為を行わず、業者の支払伝票をもって履行確認をして支払行為をしてきました。その行為自体が適正なのかというご意見があり、令和5年度から緊急の待機業者に依頼を行い、契約を行う形で業務体系を変更しました。令和5年度は初めてのことであったので1ヶ月単位で精算を行っていましたが、契約の数が多く事務が煩雑になってきたので、令和6年度から随意契約の金額の範囲内で、工期を持たせて発注をしましたが変更で多額の金額を上乗せしてしまうのは随意契約の範囲に合わないので3ヶ月から4ヶ月単位で随意契約の範囲内で契約をしているという経過です。								
・待機契約は一般競争入札なのか。	6月からの待機業者を一般競争入札で落札者を決め、4月5月は前年度契約で落札した業者と契約をしています。								
・変更契約で130万円を超えるような事故対応が発生した場合も随意契約でいくのか。	基本的には緊急修繕なので随意契約で考えています。								

	・木津川市や京田辺市など近隣自治体は法人格のある組合が回しているとあるが、精華町ではそれができないのか。	法人格の組合設立の願いはしていますが、精華町の規模では難しいと回答を得ています。								
②令和6年度 第50回衆議院議員総選挙に伴うポスター掲示場設置等工事（総務課）										
	<table><tr><th>意見・質問</th><th>回答等</th></tr><tr><td> ・予定価格はどのように算定したか。 </td><td> 予定価格については、選挙のたびに単価の見直しをかけながら設計をしています。基本的に設計項目については毎回、引き続き同じような形で行っています </td></tr><tr><td> ・箇所数などの記載が見当たらない。1者指定にした理由は町内で有資格者が1者だけだということか。 </td><td> 過去の指摘を踏まえて、1者の合理的な理由については乏しいと思います。過去、複数者から見積をとった業者選定はしてきてますので今後は改めたいと思います。 </td></tr><tr><td> ・契約規則上2者以上見積を取らないといけないというのと、地域要件かつ有資格者の範囲だと1者しかいないというのは、町内で複数者業者がいるのであれば競争させるべきだが、1者であれば競争性が全くないので地域要件は優先されないと思う。過去の議論では近隣自治体の業者にも見積徴取依頼をだそうという結論になったと思う。 </td><td> ヒアリングなど状況の調査はしました。 </td></tr></table>	意見・質問	回答等	・予定価格はどのように算定したか。	予定価格については、選挙のたびに単価の見直しをかけながら設計をしています。基本的に設計項目については毎回、引き続き同じような形で行っています	・箇所数などの記載が見当たらない。1者指定にした理由は町内で有資格者が1者だけだということか。	過去の指摘を踏まえて、1者の合理的な理由については乏しいと思います。過去、複数者から見積をとった業者選定はしてきてますので今後は改めたいと思います。	・契約規則上2者以上見積を取らないといけないというのと、地域要件かつ有資格者の範囲だと1者しかいないというのは、町内で複数者業者がいるのであれば競争させるべきだが、1者であれば競争性が全くないので地域要件は優先されないと思う。過去の議論では近隣自治体の業者にも見積徴取依頼をだそうという結論になったと思う。	ヒアリングなど状況の調査はしました。	
意見・質問	回答等									
・予定価格はどのように算定したか。	予定価格については、選挙のたびに単価の見直しをかけながら設計をしています。基本的に設計項目については毎回、引き続き同じような形で行っています									
・箇所数などの記載が見当たらない。1者指定にした理由は町内で有資格者が1者だけだということか。	過去の指摘を踏まえて、1者の合理的な理由については乏しいと思います。過去、複数者から見積をとった業者選定はしてきてますので今後は改めたいと思います。									
・契約規則上2者以上見積を取らないといけないというのと、地域要件かつ有資格者の範囲だと1者しかいないというのは、町内で複数者業者がいるのであれば競争させるべきだが、1者であれば競争性が全くないので地域要件は優先されないと思う。過去の議論では近隣自治体の業者にも見積徴取依頼をだそうという結論になったと思う。	ヒアリングなど状況の調査はしました。									

	・必ず京都府屋外広告物条例の登録業者ではないといけないのか。 ・ポスターの掲示板自体は町で保管しているのか。	府の選挙管理委員会に確認します。 ポスターの掲示板に関しても都度、発注を行っております。
③令和6年度 精華町防犯カメラ設置工事（危機管理室）		
	意見・質問	回答等
	・予定価格はどのように出したのか。 ・見積書の無効があるがこれはなぜか。 ・参考見積は何者からとったのか。またその業者から見積徴取をとっているのか。見積金額にばらつきがあると思うが。	設計価格は参考見積を徴取したうえで営繕室に依頼しました。 提出された見積書の見積金額に消費税が含まれていたからです。見積徴取依頼に税抜きで記載することと記載をしていたので無効としました。無効の業者は最安業者ではありません。 参考見積は1者から取り、町内業者からは徴取せず、カメラの販売業者に取り付けの際はこういった工事が必要なかを聞き取り、見積と設計図を取り寄せ、それを営繕室に提出しました。
④令和6年度 光台五丁目集会所空調設備改修工事（自治振興課）		
	・設置するエアコンの性能など規格はどこに記載しているのか。	仕様書と図面で明記しています。

	・業者からの成果物は問題なかったのか。 ・処理費を複数項目で計上しているがどういった処理があったのか。	問題なかったです。 建築の部分でいうと壁面を取り壊したパネルの処理費を計上しています。空調の方は室外機を撤去しているため室外機の処理費が発生しています。
--	--	--